

資料4-1

2024年度 第1回 運営委員会 議 事 概 要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

日 時：2024年9月25日（水）19時00分～20時00分

場 所：オンライン会議

出席者：

（運営委員）上野 達弘(座長)、椎名 和夫(副座長)、竹内 比呂也(副座長)、
今村 哲也、江草 貞治、加藤 浩一郎、久保田 裕、土屋 俊、
野間 俊彦、芳賀 高洋、大和 淳、脇澤 一弘 各委員
(12名中12名出席)

（監 事）池谷 慎一郎、山神 清和 各監事

（陪 席）野方英樹 SARTRAS 委員

【議事次第】

- 1 CRIC との業務委託契約の締結について
- 2 運営委員会運営規則の制定について
- 3 2024年度事業計画書・収支予算書（案）について
- 4 謝金等の支払に関する規則の制定について
- 5 ワーキング・グループについて

【配付資料】

- 資料1 業務委託契約書（案）
- 資料2 運営委員会運営規則（案）
- 資料3 2024年度事業計画書・収支予算書（案）
- 資料4 謝金等の支払に関する規則（案）
- 資料5 2024年度 ワーキング・グループ委員一覧（案）
- 資料6 初等中等教育ワーキング・グループおよび高等教育ワーキング・グループに対して検討を付託する課題（案）

参考資料 改正著作権法第35条運用指針「⑨-3 その他」案

(2022年3月31日 著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ)

【議事の概要】

規約第10条第3項に基づき、上野座長が議長を務めた冒頭、フォーラム運営の継続性の観点から、前期まで事務局を務めていた野方SARTRAS委員が出席することについて確認した。

1 CRIC との業務委託契約の締結について

フォーラム事務局の運営を委託するに当たり著作権情報センターと締結する業務委託契約書について、文言を一部修正の上、別紙1の内容とすることが承認された。

2 運営委員会運営規則の制定について

運営委員会の会議運営に係る規定及びワーキング・グループの設置などについて定めた運営委員会運営規則について、文言を一部修正の上、別紙2の内容とすることが承認された。

3 2024年度事業計画書・収支予算書（案）について

2024年度事業計画書・収支予算書（案）について、文言を一部修正の上、別紙3の内容とすることが承認された。

4 謝金等の支払に関する規則の制定について

運営委員会やワーキング・グループなどに出席した委員に対し支払う謝金額及び交通費の支給基準について定めた謝金等の支払に関する規則について、別紙4の内容で承認された。

5 ワーキング・グループについて

初等中等教育専門ワーキング・グループ、高等教育専門ワーキング・グループ及び著作権法関係有識者専門ワーキング・グループの設置並びに各ワーキング・グループのメンバー及び主査・幹事が承認された（別紙5）。

各ワーキング・グループに付託する課題は次のとおり。

初等中等教育専門ワーキング・グループ及び高等教育専門ワーキング・グループ

あらゆる立場の人々が著作権についての理解を深めることができるような普及啓発活動の方策の検討（別紙6）

著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ

2022年3月開催のフォーラムで示された「改正著作権法第35条運用指針『⑨ー3 その他』案」の完成に向けた、著作権法の面からの調査・検討（別紙7）

この議案に対する主な意見は次のとおり。

- 社会教育機関における教育活動も著作権法35条の対象となるが、同機関の関係者をメンバーに含めることについて今後検討できるとよい。
- 社会教育施設の多くが教育委員会の管轄なので、教育委員会の方を加えることも考えられる。
- 社会教育機関の関係者については、議論に適した人数や、教育関係者と権利者のバランスなどを考えながら今後検討していくことだと思う。
- ワーキング・グループに限らず、メンバーの構成について、ジェンダーバランスや若手の加入など考えていくべき。
- 資料（別紙6）に著作権教育に関する記載があるが、高等教育では著作権教育がほとんど行われていない。議論に当たっては、著作権の教育を行っているかというところから考える必要がある。